



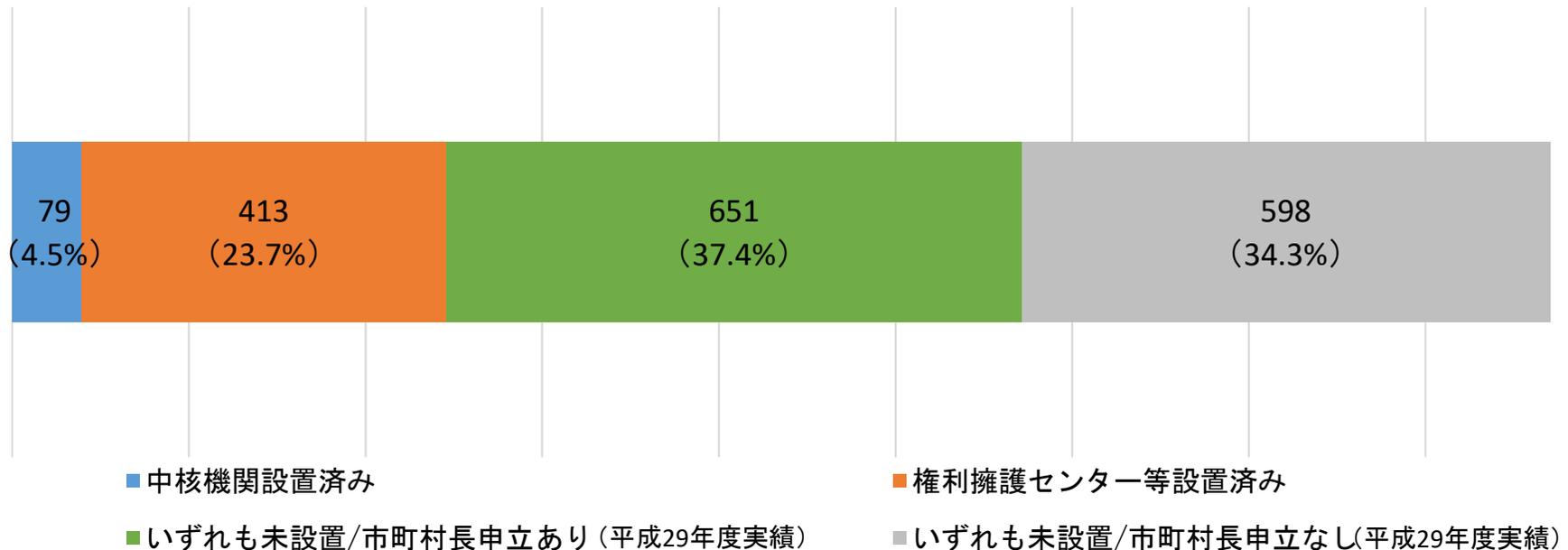
中核機関等の整備の促進について

令和元年5月27日
社会・援護局成年後見制度利用促進室

中核機関・権利擁護センター等の整備状況＋市区町村長申立実施自治体の状況

- 地域連携ネットワークの「機能」に着目すると、「権利擁護センター等」に同種の機能が備わっていると考えられるほか、「市区町村長申立」についても、地域連携ネットワークの機能の一部である。各市区町村においては、こうした機能も踏まえて地域連携ネットワークや中核機関の体制について検討されている。
- 市区町村長申立を実施している自治体を含めると、現状においても全国の約3分の2の自治体において地域連携ネットワークの一定の機能が備わっていると考えられる。

n=1,741市区町村

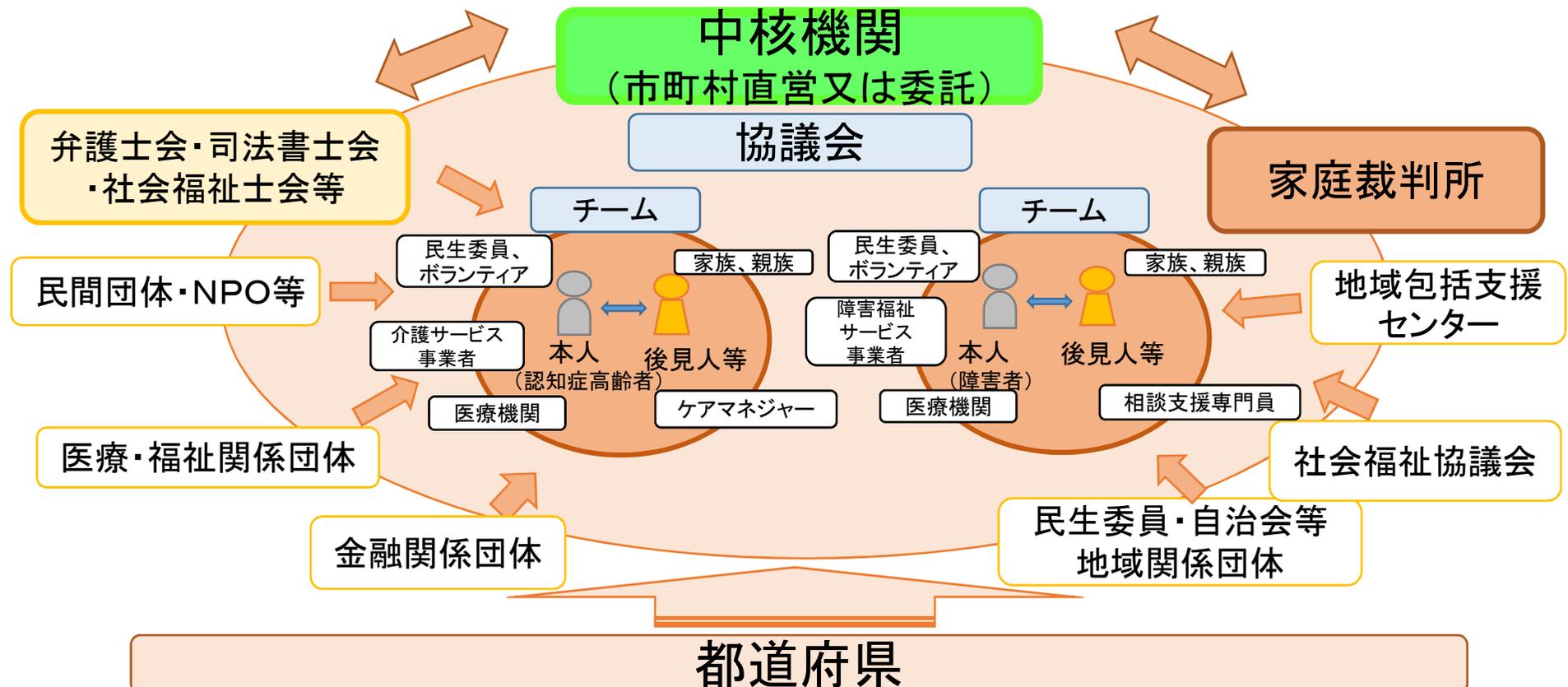


地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

- 実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの中核となる機関の指定等

“権利擁護のセーフティネット”

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

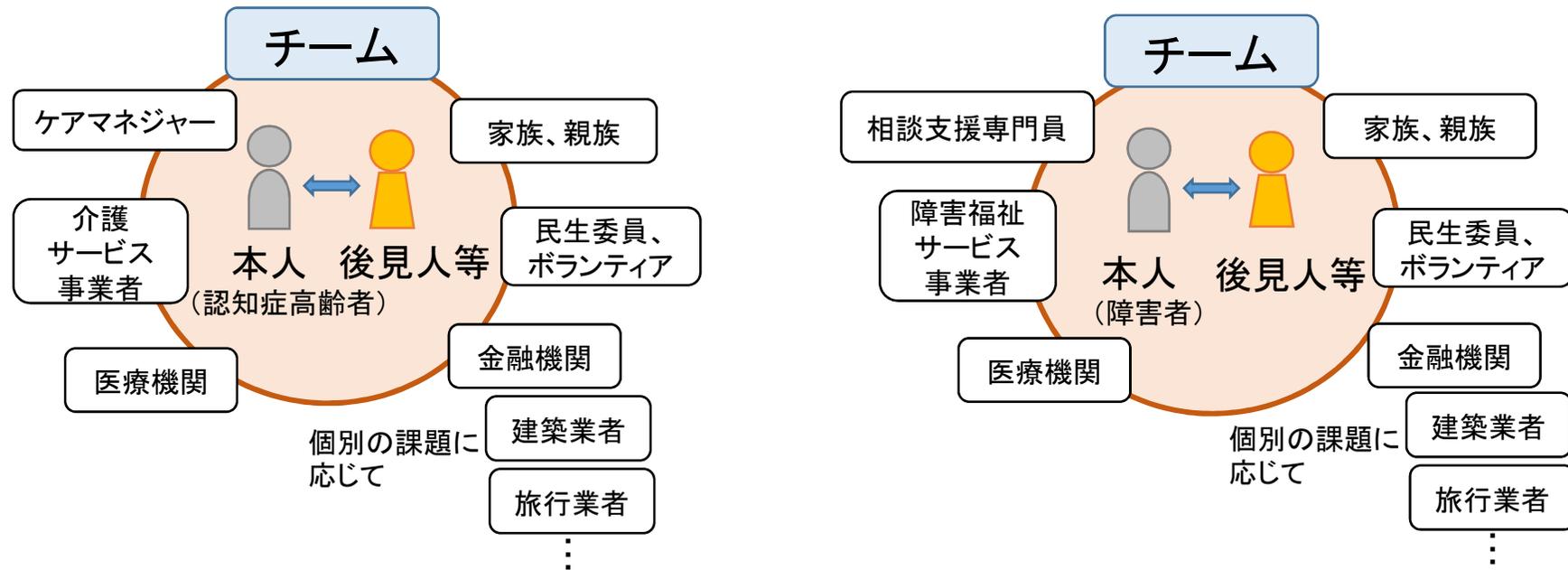


※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

1点目 「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容: 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

メンバー例: ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、

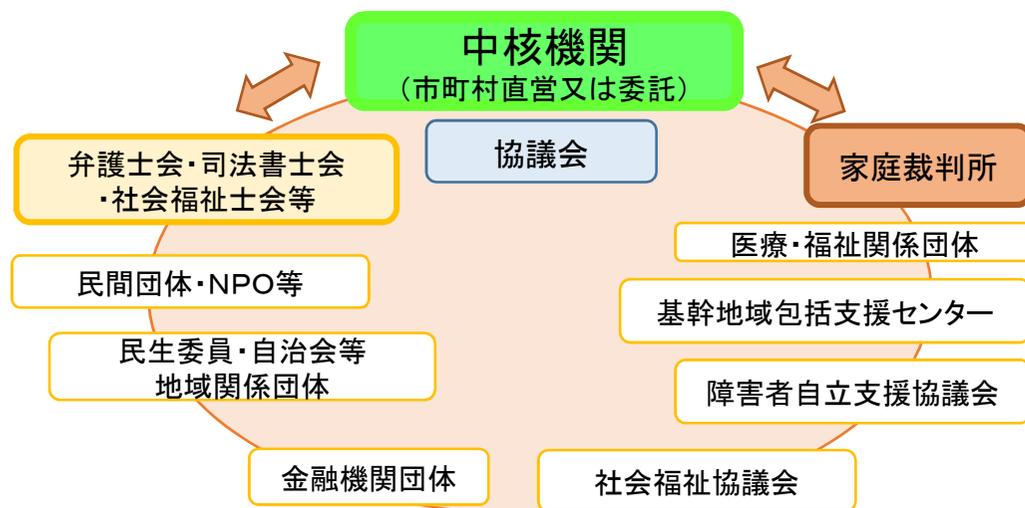
家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等

エリア: 日常生活圏域など

2点目 「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容: 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

メンバー例: 上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定(例:商工会や警察など)

エリア: 自治体圏域～広域圏域

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。

3点目 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者調整(マッチング)、担い手の育成・活動の促進)、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
(いわゆるハコモノ新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。「広報」「相談」が優先すべき機能。

都道府県の役割(市町村への広域的支援)

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

管内市町村の
体制整備状況
の把握

家庭裁判所や県社
会福祉協議会、専門
職団体等との
打ち合わせ

市町村向け会議の開催等

(管内市町村の取組状況の共有、都道府県全体の取組方針の伝達等)

中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討

家裁支部単位
での連絡会議
の開催

広域設置が
考えられる
自治体間での
勉強会開催

検討が進まない自治体への
個別の助言・
指導

※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携

※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)

市町村や中核機関
への専門的助言
(家裁や専門職団体と
の連携を含む)

担い手確保や市町村
職員等の資質向上

市民後
見人の
養成
推進

法人後
見の立
ち上げ
推進

市町村職員や
中核機関職員等
の研修

中核機関が活用できる財源のイメージ

令和元年度予算事業

市区町村

都道府県

中核機関における先駆的取組の推進

（会議費、先進地視察等）
中核機関の立上げに向けた支援

中核機関

広報・啓発

（高齢者）成年後見制度利用
支 援事業（地域支援事業
費交付金）
（障害者）成年後見制度普及
啓発事業（地域生活支援
事業費等補助金）

市民後見人の育成

権利擁護人材育成
事業
（地域医療介護総合
確保基金）

法人後見研 修等

法人後見支援事業
（地域生活支援事
業費等補助金）

交付税

（標準団体10万人規模：約300万円）
※中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

体制整備アドバイザー等による広域的体制整備
中核機関職員、市町村職員等に対する研修、
専門的相談窓口

直営地域包括支援センター内部に成年後見センターを整備(新潟県阿賀町)

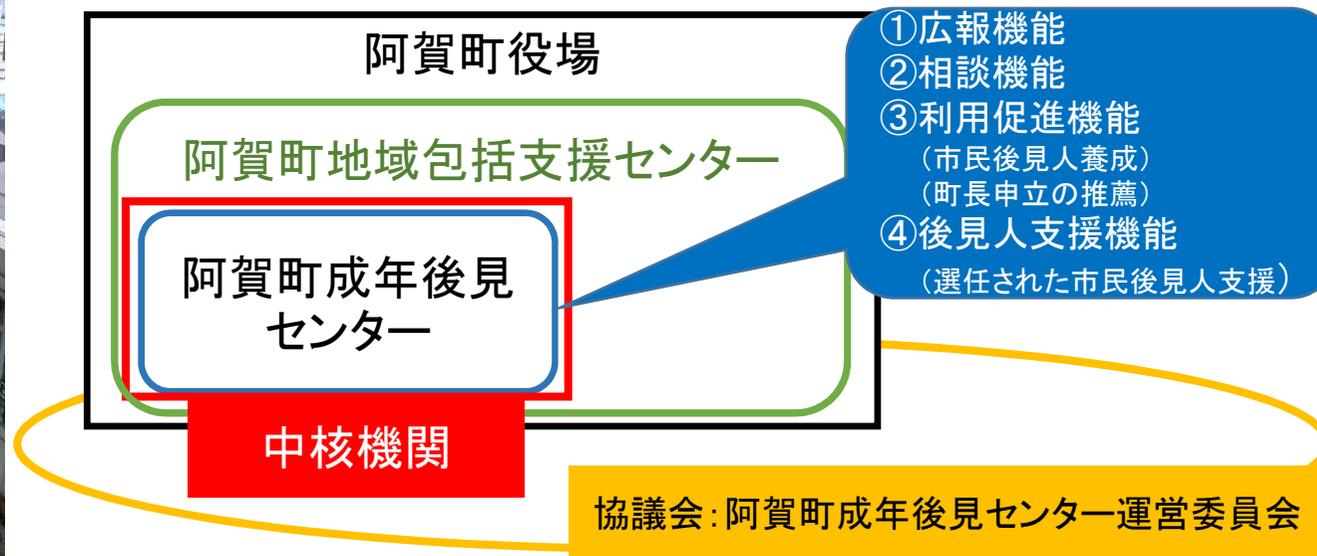
自治体概要

人口 約11,000人
面積 約953km²
高齢化率 46.9%



ポイント

- 直営地域包括支援センター職員8名のうち、3名が成年後見センター職員を兼務。障害福祉分野についても、アウトリーチ機能を活かして実施。
- 町長申立てを検討するプロジェクトを経て、初めての町長申立を実施。その後、成年後見制度勉強会と実態把握調査を経て、阿賀町成年後見センターの整備構想へ。
- 平成28年4月、阿賀町成年後見センター事業実施要綱の告示と、看板の併記(写真)をもって、成年後見センターを整備。
- 平成31年4月、阿賀町成年後見制度利用促進基本計画によって、阿賀町成年後見センターを、中核機関とする。
- 市民後見人を15名養成、6名が名簿登録。
- 阿賀町社会福祉協議会が、法人後見10件(終了案件含む。うち首長申立6件)を受任。



内部の権利擁護部署を統合して権利擁護センターを整備(岐阜県関市)

自治体概要

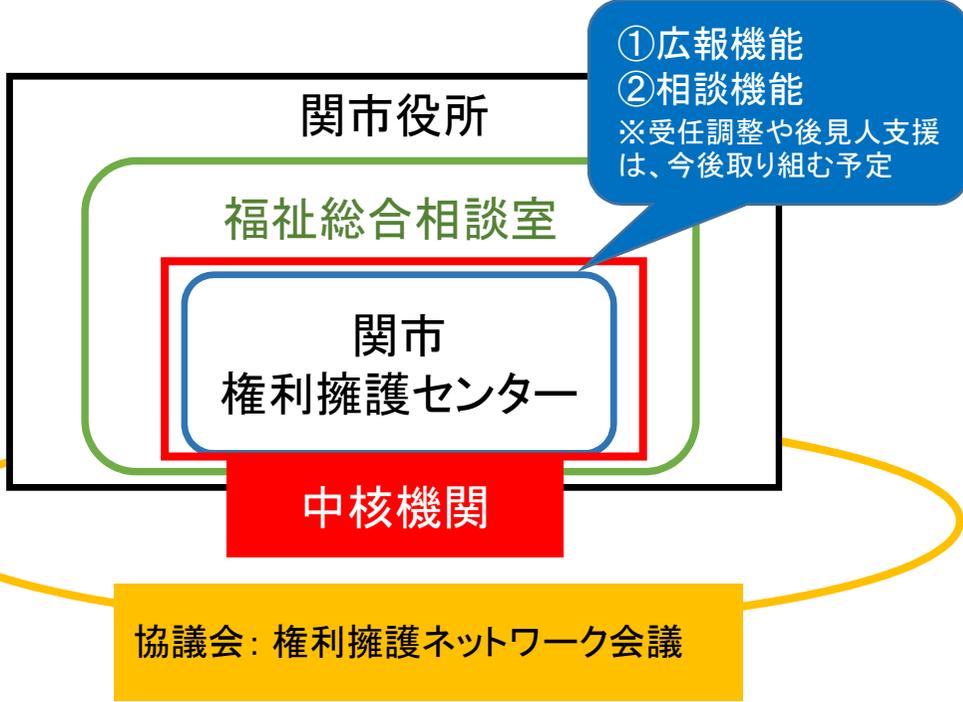
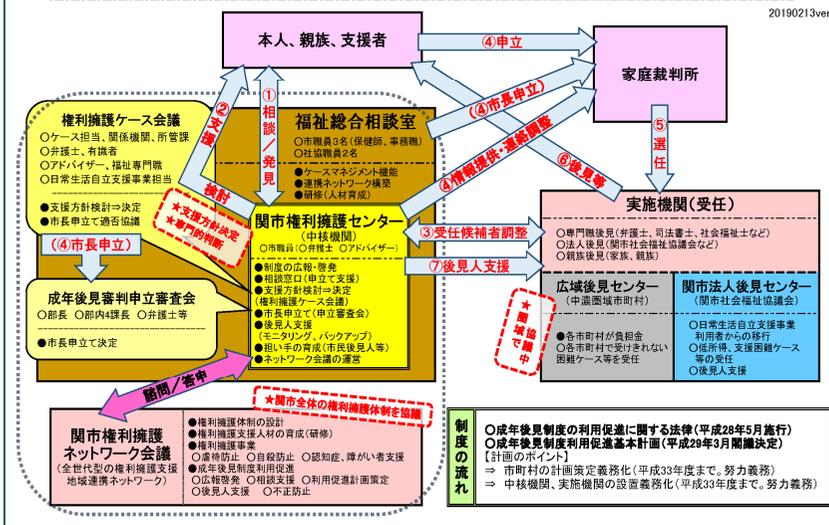
人口 約89,000人
面積 約472km²
高齢化率 約29.2%



ポイント

- ▶ 地域共生社会の取組で市の内部で設置した福祉総合相談室（市職員3名、市社協職員2名）に「関市権利擁護センター」を整備し、平成31年3月に中核機関とする。（「関市権利擁護センター事業実施要綱」の市長決裁による）
- ▶ 中核機関内に、個別ケースの支援方針を協議決定する「権利擁護ケース会議」を設置した。また、成年後見にとどまらず、虐待防止、自殺防止を含めた市全体（全世代を対象）の権利擁護課題を検討する「権利擁護ネットワーク会議」を整備し「協議会」として位置づけた。
- ▶ 関市社会福祉協議会の関市法人後見センターで、法人後見を受任。

関市における成年後見制度利用支援体制「中核機関」イメージ図



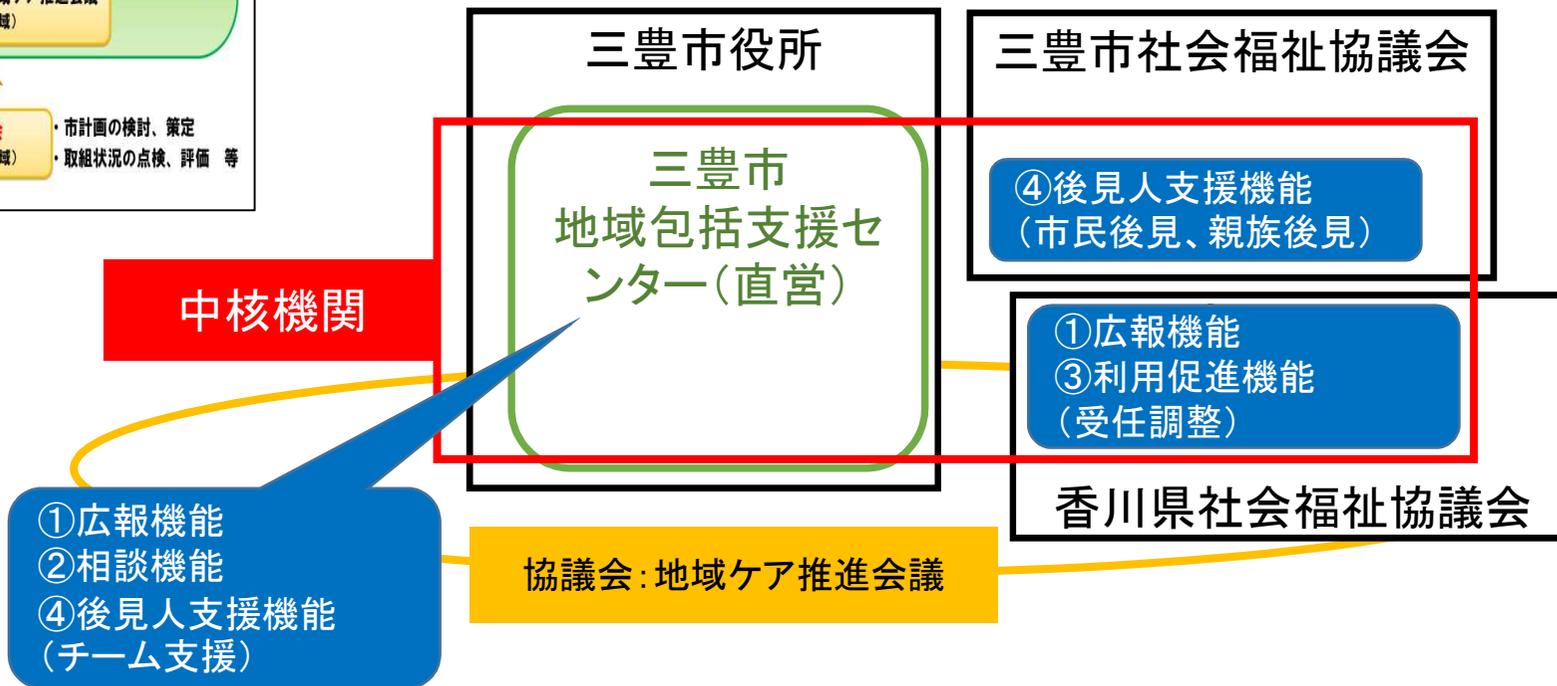
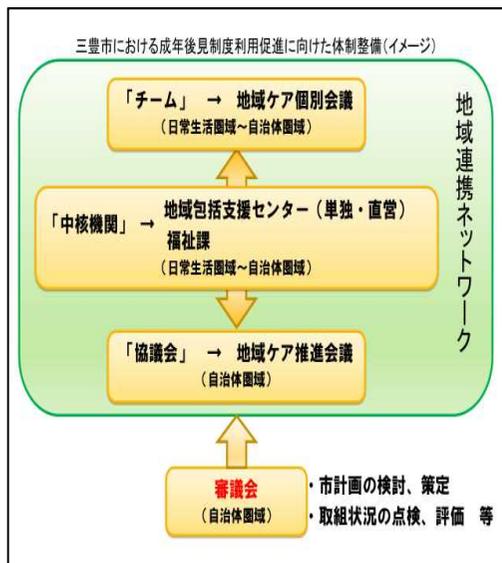
既存の仕組みを活かして機能分散型の中核機関を整備(香川県三豊市)

1.自治体概要

人口	約66,000人
面積	約222.70km ²
高齢化率	34.9%

2. ポイント

- 成年後見センター等がない状態で、既存の仕組みを活かし、機能を分散する形で中核機関を整備。
- 審議会で中核機関や成年後見制度利用促進基本計画について審議し、平成31年3月に計画を策定。
- 市長申立の実績がある直営地域包括支援センターを中心に、後見人支援機能を市社会福祉協議会、困難事例の受任調整や専門相談を県社会福祉協議会が担当する形で、平成31年4月に中核機関を分散させて整備。
- 地域ケア個別会議を「チーム」、地域ケア推進会議を「協議会」とする等、既存の仕組みを活用。
- 市社会福祉協議会が、法人後見14件を受任。



協定と幹事市による委託での広域整備型 安房地域権利擁護推進センター

自治体概要	H31.3.31現在
(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)	
人口	125,205人
面積	576.8km ²
高齢化率	41%



ポイント

- 近隣自治体共同で実施していた成年後見制度、首長申立てや虐待等の勉強会が徐々に発展。
- H29、30年度に広域にて市民後見人養成講座を実施。(修了者24名)
- 各自治体の財政負担の軽減や効率的な権利擁護人材の確保、圏域内の専門職数が少ないことなどの課題から、広域での中核機関設置を検討。
- 専門職、各社協、行政が参加するプロジェクトチームを構成。
- 毎月会議を開催し、中核機関のあるべき姿を検討。
- 平成31年4月1日付けの協定と委託契約をもって、中核機関を整備。

鴨川市社会福祉協議会

中核機関

社協の事業として
法人後見事業を実施

安房地域権利擁護推進センター

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
(市民後見人養成研修
(研修修了者のフォローアップ))
- ④ 後見人支援機能
(選任された市民後見人
及び親族後見人の支援)

各市町社協

協力

協定

館山市

鴨川市

南房総市

鋸南町

幹事市が
委託

協議会(安房地域権利擁護推進センター
運営委員会)

各市町村との協働での広域整備型 上伊那成年後見センター

自治体概要

人口 約181,000人
面積 約1,348km²
高齢化率 30.9%



ポイント

- 8市町村が協定を結んだ上で、それぞれに委託契約を結び伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」を広域設置。
- 市町村が一次窓口となり、上伊那成年後見センターが二次相談窓口となる。
- 利用促進検討会を経て、**センター運営委員会で決定し、平成31年4月に中核機関とする。**
- 一次窓口と二次窓口両方を中核機関と位置づけ、機能で役割分担。
- 市民後見人を35名養成、9名が活動中（受任件数12件）。
- 伊那市社会福祉協議会が、法人後見87件、後見監督12件を受任。

各市町村社協

協力

伊那市社会福祉協議会

上伊那成年後見センター

- ① 広報機能
- ② 相談機能(二次)
- ③ 利用促進機能(二次)
- ④ 後見人支援機能(二次)

中核機関

- ② 相談機能(一次)
- ③ 利用促進機能(一次)
- ④ 後見人支援機能(一次)

中核機関

各市町村が委託

伊那市

駒ヶ根市

辰野町

箕輪町

中川村

飯島町

南箕輪村

宮田村

協定

協議会：各市町村協議会、上伊那全体協議会を整備

社協へのセンター単独委託・市協働型で中核機関を整備(愛知県豊田市)

自治体概要

人口 約420,000人
面積 約918km²
高齢化率 22.6%



認知症サポーター養成講座と合同で実施することで、できるだけ効率的に、金融機関職員向けの啓発の場を確保

ポイント

- 地域共生社会の実現に向けた豊田市の包括的な支援体制の整備の中で、権利擁護支援を担う機能として設置。福祉の総合相談窓口にて地域配置されたコミュニティソーシャルワーカーとも連携。
- 政策的な判断・対応ができる市と、支援の実践と連携を担うセンターが協働することで、中核機関の機能を発揮できるという考え方で整備。
【平成29年度】協議会にて、中核機関について関係者との合意形成
【平成30年度】センター委託仕様書内に「豊田市と共に中核機関としての機能を担う」旨を明記し、中核機関を整備。
【令和2年度】次期地域福祉計画内に位置付ける成年後見制度利用促進計画で、(予定) 中核機関について明記を行う想定で現在策定作業中
- 相談支援(後見人支援含む)の確認や、本人にとってこういった候補者がよいかの検討については、月1回の定例会にて、3専門職を交えて専門的な視点や知識からの判断もできるよう実施。



制度説明を行うパンフレットは、センター職員が説明しやすい内容や順番にいつでも変更できるように、センター職員が予算をかけずにパソコンで作成

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

豊田市
社会福祉協議会

豊田市役所

成年後見
支援センター

福祉部
福祉総合相談課

中核機関

協議会

- ① センター定例会(事例検討) 【運営】成年後見支援センター
- ② 豊田市成年後見・法福連携推進協議会(計画策定) 【運営】豊田市



センター・3専門職・市役所による定例会の様子(家庭裁判所もオブザーバーとして随時参加)

市役所内部に新たに人員を配置し、直営センターを整備(埼玉県志木市)

自治体概要

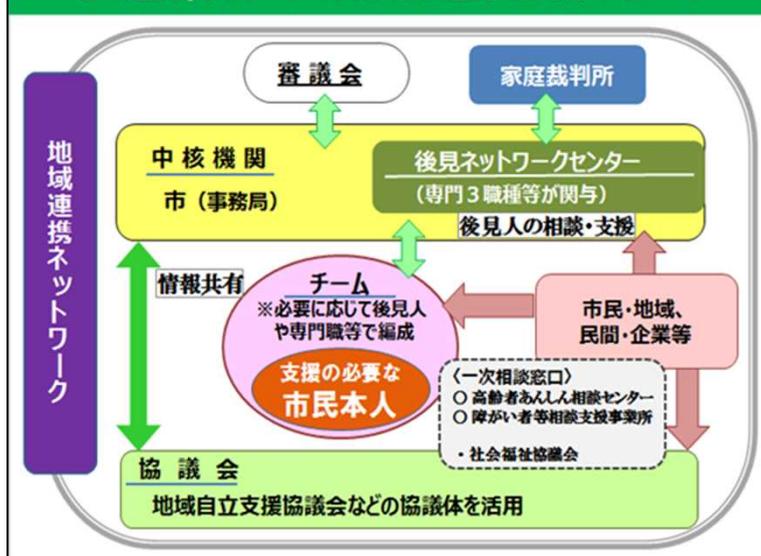
人口 約76,400人
面積 約9.05km²
高齢化率 約24.3%



ポイント

- 市庁舎内に直営の後見ネットワークセンターを整備、長寿応援課権利擁護グループと後見ネットワークセンターが中核機関を担う。
- 平成29年4月「志木市成年後見制度利用促進条例」を制定、平成30年4月「志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、計画に基づき中核機関を整備。
- 高齢者や障がい者、子どもへの後見制度に関する支援を一元的に整備。一次相談窓口として市内の地域包括支援センターや障がい者等相談支援事業所(計10か所)を位置づけ、地域ケア会議等の既存組織を活用し、支援を行っている。
- 市民後見人を平成30年度40名、延べ233名養成、23名が名簿登録。
- 志木市社会福祉協議会が、法人後見13件(後見11件、保佐2件)を受任。

地域連携ネットワークの具体的な連携・協力等のイメージ



- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

